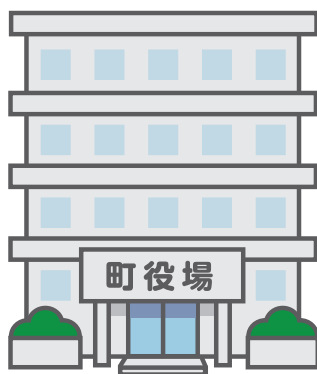


10月1日から役場の開庁時間が変わります

8:30~17:15 → 9:00~16:00

令和8年10月1日（木）から試行開始

※時間を短縮したことによる来庁者への影響や、職員の負担、デジタル化の進み具合などを確認し、令和9年1月からの本格実施に向けてよりよい運用方法へ改善していくため試行期間を設けます。



開始日	令和8年10月1日（木）
開庁時間	平日 9:00 ~ 16:00
対象施設	役場庁舎、複合庁舎（保健センター）
職員の勤務時間	変更なし 8:30 ~ 17:15

※出生・死亡や婚姻などの戸籍にかかる届出は、これまで通り開庁時間外も当直者が対応します。

代表電話に自動音声案内を導入します

代表電話 0568-28-0001



ダイヤルイン（各グループの電話番号）にお掛けいただくことで、担当のグループに直接かけることもできます。
※開庁時には、受付時間外の音声案内が流れます。緊急の場合は、音声案内に従って操作してください。職員または当直者が対応します。

主な問合せ先（ダイヤルイン）

用件	担当	電話番号
戸籍、住民票、マイナンバー	住民課 住民・年金グループ	28-0966
各種ごみ処理、ペット関係	住民課 環境保全グループ	28-0916
国民健康保険、後期高齢者医療	保険課 国民健康保険・医療グループ	28-0917
介護保険、高齢者福祉	保険課 介護グループ	28-0100
税金、税証明	税務課 課税グループ	28-2434
保育園、児童手当	子ども応援課	28-0936
健康診査、予防接種	保健センター	28-3150
担当が分からない場合	役場代表	28-0001



オンライン申請の対象手続きを拡大しています

開庁時間の変更にあわせ、オンライン申請できる手続きを拡大しています。窓口へ来庁する時間を気にせず、スマートフォンやパソコンから、いつでも申請できます。

詳しい対象手続き、申請方法は町ホームページをご覧ください。

